

平成23年(ワ)第1291号,平成24年(ワ)第441号,平成25年(ワ)第516号,
平成26年(ワ)第328号

伊方原発運転差止請求事件

原告 須藤 昭 男 外1337名

被告 四国電力株式会社

準備書面 (56)

2016年 1月14日

松山地方裁判所民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 薦 田 伸 夫

弁護士 東 俊 一

弁護士 高 田 義 之

弁護士 今 川 正 章

弁護士 中 川 創 太

弁護士 中 尾 英 二

弁護士 谷 脇 和 仁

弁護士 山 口 剛 史

弁護士 定 者 吉 人

弁護士 足 立 修 一

弁護士 端 野 真

弁護士 橋 本 貴 司

弁護士 山 本 尚 吾

弁護士 高 丸 雄 介

弁護士 南 拓 人

弁護士 東 翔

訴訟復代理人

弁護士 内 山 成 樹

弁護士 只 野 靖

第1 本準備書面の要旨

本準備書面は、甲 277 号証ないし甲 280 号証の東日本大震災の死者数に関する政府の統計資料等に基づき、東日本大震災における震災関連死者数が、福島県において顕著に多数となっており、その原因が福島第 1 原発事故にあることを明らかにし、①震災に伴う原発事故が多数の住民の命を奪うものであり、万が一にも発生させてはならないものであること、②福島第 1 原発事故の教訓として深層防護を徹底することは不可欠であり、第 4 層第 5 層に不備のある原発を再稼働することは断じて許すことができないものであることを主張するものである。

第2 東日本大震災における震災関連死者数について

1 東北地方太平洋沖地震による直接死の死者数（甲 279 号）

甲 279 号証は、警察庁緊急災害警備本部が、平成 28 年 1 月 8 日に作成した、平成 23（2011 年）東北地方太平洋沖地震の被害状況と警察措置に関する統計資料である。

これによれば、東北地方太平洋沖地震により直接死亡した死者の人数（行方不明者を除く）は、日本全国で 1 万 5894 名であり、都道府県別では、多数順に、宮城 9541 名、岩手 4673 名、福島 1613 名、茨城 24 名、千葉 21 名、東京 7 名、栃木及び神奈川各 4 名、青森 3 名、山形 2 名、北海道及び群馬各 1 名である。

2 震災関連死の定義

復興庁は、1 記載の地震により直接死亡した死者とは別に、東日本大震災による負傷の悪化等により亡くなられた方で、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、当該災害弔慰金の支給対象となった方を「震災関連死の死者」と定義し、震災発生後現在まで、半年に 1 回程度、震災関連死の死者数に関する統計を発表している（甲 278 号証の 1 ないし 8）。

この震災関連死の死者には、主として避難所等への移動中や避難所での生活中の肉体・精神疲労により亡くなられた方や、自殺者が含まれている（甲 280 号証

3枚目ないし4枚目参照)。

3 都道府県別の震災関連死者数

(1) 主要3県の比較

復興庁が行った統計に基づき、震災関連死の死者数が多数の被災主要3県(宮城県、岩手県、福島県)の、半年ごとの死者数の推移をまとめた表が、表1である。

表1 被災主要3県の震災関連死者数の推移

	宮城県	岩手県	福島県	福島増加数	甲号証
平成24年3月31日	636	193	761		278の1
平成24年9月30日	812	323	1121	360	278の2
平成25年3月31日	862	389	1383	262	278の3
平成25年9月30日	873	417	1572	189	278の4
平成26年3月31日	889	441	1704	132	278の5
平成26年9月30日	900	446	1793	89	278の6
平成27年3月31日	910	452	1914	121	278の7
平成27年9月30日	918	455	1979	65	278の8

表1からは、以下の事実を確認することができる。

ア 表1記載の直近の統計(平成27年9月30日現在、甲278号証の8)によれば、被災主要3県の内、震災関連者死の死者数が最多となっているのが福島県(1979名)であり、2番目の宮城県(918名)と比較しても2倍を超える多数となっている。

イ 宮城県、岩手県は、当初の統計(平成24年3月31日)から直近の統計(平成27年9月30日)までの3年6か月の間に、増加した震災関連死の死者数は300名弱であるのに対して、同じ期間に福島県では1218名もの多数の震災関連死の増加がある。

ウ 宮城県、岩手県では、平成26年3月31日以降は、半年間でおおむね数名

程度の増加にとどまっているが、福島県では平成 26 年 9 月 30 日から同 27 年 3 月 31 日までの増加数が 121 名に達するなど、震災関連死の死者数の増加が長期化している。

(2) 直接死の死者数との比較

被災主要 3 県について、1 記載の震災により直接死亡した死者数（甲 279 号証）と、直近の平成 27 年 9 月 30 日段階での震災関連死の死者数（甲 278 号証の 8）を比較した表が、表 2 である。

表 2 被災主要 3 県の直接死と震災関連死の死者数の比較

	直接死の死者数 平成28年1月8日現在	震災関連死の死者数 平成27年9月30日現在	直接死の死者数に 対する震災関連死 の死者数の割合
宮城県	9541	918	9.6%
岩手県	4673	455	9.7%
福島県	1613	1979	112%
甲号証	279号証	278号証の8	

表 2 からは、以下の事実を確認することができる。

ア 宮城県、岩手県では、震災関連死の死者数と比較して、直接死の死者数が多数であるのに対して、福島県においては直接死の死者数よりも、震災関連死の死者数が多数となっている。

イ 宮城県、岩手県では、直接死の死者数に対する震災関連死の死者数の割合は主旨 10%弱となっているのに対して、福島県では 112%と 11 倍を超える割合となっている。これは、地震・津波という自然災害だけでは決して説明することができない差異である。自然災害の要因以外に、福島県において震災関連死の死者数を増加させた特別の原因が存在したことを強く推認させる。

ウ 宮城県、岩手県では、直接死の死者数に対する震災関連死の死者数の割合は主旨 10%弱であることからすれば、福島県においても、地震・津波という自然災害のみを原因とする震災関連死の死者数が、宮城県・岩手県と同様に

直接死の死者数の 10%程度発生すると考えるのが自然である。福島県の直接死の死者数が 1613 名であるところ、その 10%である 161 名は自然災害のみを原因とする震災関連死の死者数と考えられるが、福島県の震災関連死の死者数全体の 1979 名から 161 名を引いた残りの 1800 名余りの震災関連死は、地震・津波という自然災害以外の特別の原因によって増加したものと考えられる。

4 福島県における震災関連者死の死者数増加の原因

- (1) 3において記載した、福島県において震災関連死の死者数を増加させた特別の原因は何であろうか。

宮城県、岩手県には存在せず、福島県のみが存在する特別の原因は、福島第 1 原発事故の発生と、それによる大規模かつ長期間の避難である。福島第 1 原発事故による大規模かつ長期間の避難生活により、被災住民が肉体的・精神的に追い詰められ、疲労を蓄積させ、多くの住民が震災関連死に至らしめられたのである。

福島第 1 原発事故が、多数の震災関連死の発生の原因となったことは、以下の事実からも明らかである。

- (2) 市町村別の震災関連死の死者数

復興庁の統計（甲 278 号証）は、都道府県別の震災関連死の死者数だけではなく、市町村別の死者数も明らかにしている。

直近（平成 27 年 9 月 30 日現在、甲 278 号証 8）の統計によれば、宮城県や岩手県も含めた市町村の中で、最も多数の震災関連死が発生したのは南相馬市の 482 名である。2 番目に多数の震災関連死が発生したのは浪江町の 373 名である。3 番目に多数の震災関連死が発生したのは富岡町の 319 名である。

これらの市町村は、いずれも福島第 1 原発の近くの市町村であり、福島第 1 原発事故によって多数の住民が長期間の避難を余儀なくされ続けてきた地域である。

(3) 人口に対する震災関連死の死者数の割合

表3は、福島県内の市町村における、震災関連死の死者数と人口を記載した表である。

表3 福島県内の市町村の震災関連死の死者数と人口

	震災関連死の死者数 平成27年9月30日現在	人口	人口に対する震災関連 死の死者数の割合
南相馬市	482	63099	0.764%
浪江町	373	18777	1.986%
富岡町	319	14083	2.265%
双葉町	131	6240	2.099%
檜葉町	114	7364	1.548%
大熊町	113	10843	1.042%
福島市	10	283434	0.004%
郡山市	8	335888	0.002%

(*人口については、甲277号証の各市町村のHP記載の数値)

表3からは、以下の事実を確認することができる。

ア 人口比で、最も高い割合で震災関連死が発生したのは、富岡町である。富岡町では、町民100人の内2.27人が震災関連死をしたこととなる。また、2番目に高い割合で震災関連死が発生したのは、双葉町である。双葉町では、町民100名の内2.01人が震災関連死をしたことになる。甲111号証により立証した、双葉病院における50名もの入所者の死亡が発生したのも、双葉町である。

その他、浪江町においても1.99%の町民が、檜葉町においても1.55%の町民が、大熊町においても1.04%の町民が、震災関連死をしたことになる。これら、人口比1%以上の町民が震災関連死をした町は、いずれも福島第1原発の近くの町であり、福島第1原発事故によって多数の住民が長期間の避難を余儀なくされ続けてきた地域である。

イ 以上に対し、同じ福島県内でも、福島第1原発からは距離があり、事故による影響が相対的に少なかったと思われる福島市や郡山市においては、人口

に対する震災関連死の死者数の割合は 0.004%ないし 0.002%の割合にとどまっている。このことから、福島第1原発事故が、震災関連死の大量発生の原因となっていることは明白である。

(4) 報告書

復興庁が設置した震災関連死に関する検討会が、平成24年8月21日に作成した報告書（甲280号証）には、『福島県は他県に比べ、震災関連死の死者数が多く、また、その内訳は、「避難所等への移動中の肉体・精神的疲労」が380人と、岩手県、宮城県に比べ多い。これは、原子力発電所事故に伴う避難等による影響が大きいと考えられる。』と記載されており（甲280号証4枚目下から5行目以下）、福島第1原発事故が大量の震災関連死の発生原因となったことは、政府の機関ですら認めているところである。

5 震災関連死の個別の発生原因について

(1) 甲280号証の報告書には、震災関連死の個別の発生原因について、市町村からの報告書が添付されている（甲280号証、資料5）。

個別の発生原因の内、避難所における肉体・精神的疲労が33%であり、1番多い震災関連死の発生原因となっている。また、避難所等への移動中の肉体・精神的疲労が21%で2番目に多い震災関連死の発生原因となっている。

具体的には、以下のような事実が、震災関連死の原因として報告されている。

ア 冷たい床の上に薄い毛布1枚を敷く。

イ 避難所で、狭いスペースに詰め込まれ、精神、体力的に疲労困憊の状態。

ウ 知らない場所、人の中での生活。家族とは別の避難生活で心細くなった。

エ 環境が変わり、心身ともに著しいストレス。

オ 集団生活など生活環境が精神的負担となり、不眠行動、せん妄の症状が出現し始め、精神薬を投与するが改善無し。

カ 在宅介護をしていたが、ヘルパーも訪問看護師もこれなくなった。

キ 系列の病院に搬送依頼するが断られた。過酷な寒さと食事困難、治療も受

けられず。

ク 病院へ何度も診察を依頼したが断られる。

ケ 震災後は入院していた病院の床に寝かされていた。その後避難所に移送され、医療行為を受けられなかった。

コ 救急車を呼んだが医者がいないため自宅で様子を見るように言われた。

サ 病院が7日間孤立し、電気、水道、食糧、着替えの衣服もなかった。

(2) また、被災者は、地震・津波に対する不安感に加えて、原発事故による肉体的・精神的疲労も震災関連死の原因となったことが報告されている。

具体的には、以下のような事実が、震災関連死の原因となったことが報告されている。

ア 帰る場所がないことへの不安。

イ 寒さと地震の恐怖におびえていた。原発の不安も。

ウ 原子力災害により心身ともに著しいストレスを受けた。

エ 環境の変化、放射能の不安、今後の家族を心配しつつ体調悪化。

オ 病院の医師・看護師等が患者を放置し避難し、妻が1週間近く放置され、精神的に著しいショックを受けた。

カ 原子力災害により家族との面会もできなくなり心身ともにストレスを受けた。

第3 まとめ

1 以上のように、福島県においては、大震災に加えて福島第1原発事故の発生とそれに伴う大規模かつ長期間の避難が原因となって、2000名に近い多数の住民が震災関連死をした。富岡町等の原発の近隣の町においては、人口の2%を超える町民が震災関連死に至った町もある。

残された我々は、震災関連死した多数の犠牲者やその遺族の無念を忘れてはならない。震災と津波の不安に加えて、放射能の不安におびえながら、十分な医療サービスも受けることができず、孤立した中で亡くなっていた方々を、我が父母、

我が子供に置き換えて想像しなければならない。犠牲者の死に報いるための我々の責務は、このような悲惨な原発震災を二度と繰り返さないことである。原発震災は、万が一にも発生させてはならない。そのためには、万が一にも原発事故を発生させるおそれのある原発は、再稼働させてはならない。

2 さらに、原発関連死多発の原因は、3.11以前は安全神話の元で、政府及び電力事業者が、シビアアクシデント対策を怠っていたため、大量の放射能を環境中に放出し、広範囲かつ長期間の避難を余儀なくさせたことにある。加えて、同じく安全神話の元で、実効性のある防災計画を整備しなかったことから、実際の避難活動に多大な混乱が生じたことにある。

このような事態を防止するためには、すでに原告らが準備書面44等で縷々主張しているように、1層から5層までの深層防護を独立して行うことは不可欠であり、4層のシビアアクシデント対策及び5層の防災計画に不備のある原発を再稼働させてはならない。

以上